

元に配付いたしておりますとおり、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案の起草案を成案として、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。三谷英弘君。

○三谷委員 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案につきまして、起案者を代表して、趣旨及び内容について御説明申し上げます。

近年、音楽コンサートを中心とするライブエンターテインメントの市場規模は大きく拡大しており、平成十三年から平成二十九年の間で市場規模が約二倍に拡大したとする、民間団体による調査結果も公表されているところであります。

一方、音楽コンサート等の興行の入場券が転売目的で購入され、興行主の同意を得ずに定価を大幅に超える価格で第三者に転売される例が後を絶たず、興行入場券の適正な流通が阻害されていることなどが大きな問題となっております。

このような転売行為については、各都道府県の条例等に違反するとして摘発された事例もあるところであります、最近においては、インターネット上の転売仲介サービス等を通じた興行入場券の転売行為が横行しており、現行法令では十分に対応できない状況にあります。

また、平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等が開催されるに当たり、国際オリンピック委員会から入場券の不正転売対策を講ずるよう求められているところでもあります。

このように、音楽やスポーツ等の興行に係る入場券について転売対策を講ずることが喫緊の課題であることに鑑み、本案は、興行入場券のうち、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示している等の要件に該当するものを特定興行入場券として、不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入

場券の適正な流通を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、何人も、特定興行入場券の不正転売や不正転売を目的とした譲受けをしてはならないことを定め、これに違反した者に対する罰則を定めることとしております。

第二に、興行主等は、特定興行入場券の不正転売の防止や興行入場券の適正な流通の確保に努めることとし、国及び地方公共団体は、これに対し必要な助言、協力をを行うよう努めることとしております。

第三に、国及び地方公共団体は、特定興行入場券の不正転売に係る相談体制の充実に努めることとし、興行主等は、興行入場券の適正な流通の確保のための情報提供等に努めなければならないことを定めます。

第四に、国及び地方公共団体並びに興行主等は、興行の振興の重要性に関する国民の関心、理解を深めるよう、興行入場券の適正な流通に関する広報活動の充実等に努めることとしております。

第五に、国及び地方公共団体は、興行振興施策を講ずるに当たり興行入場券の適正な流通が確保されるよう適切な配慮をすることとしております。

最後に、本案は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛同くださいますようよろしくお願い申上げます。

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○亀岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本件について発言を求めておりますので、

順次これを許します。畠野君枝君。

○畠野委員 日本共産党の畠野君枝です。

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案について質問いたします。

きょうは提出者の皆さんに伺います。

まず、法案が転売を禁止する特定興行入場券の定義について伺います。

特定興行入場券とは、法案第一条三項にあるように、一、興行主等が販売時に興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示している、二、興行が行われる特定の日時、場所、入場資格者又は座席が指定されている、三、興行主等が販売時に入场資格者又は購入者の氏名、連絡先を確認する措置を講じ、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示している、この三つの要件全てを満たすチケットであつて、それ以外は該当しないということとしております。

本法案におきましては、入場資格者又は座席が指定されているということを特定興行入場券の一つの要件としております。

お尋ねいただきましたように、代表者が複数枚のチケットを購入したという場合につきましては、例えばそれが座席指定されたものであると

いうときには、購入者である代表者の本人確認措置が講じられているというものであれば、特定興行入場券に当たり得るものと考えられます。

○三谷委員 お答えいたします。

本法案において規制対象となる特定興行入場券とは、議員御指摘の要件の全てに該当するものをおきます。

また、特定興行入場券につきましては、購入時に本人確認措置が講じられることとなつておりますが、その際、公的身分証の提示等による確認を必ずしも求めるものではありません。

もつとも、その販売の際に本人確認措置が講じられていれば、仮に不正転売されたものを購入したとしても、入場の際に本人確認をすることで、その購入者は入場を拒まれる可能性があるという

ことは、委員御指摘のとおりであります。

○三谷委員 お答えいたしました。

本法案において規制対象となる特定興行入場券とは、議員御指摘の要件の全てに該当するものをおきます。

また、特定興行入場券につきましては、購入時に本人確認措置が講じられることとなつておりますが、その際、公的身分証の提示等による確認を必ずしも求めるものではありません。

もつとも、その販売の際に本人確認措置が講じられていれば、仮に不正転売されたものを購入したとしても、入場の際に本人確認をすることで、その購入者は入場を拒まれる可能性があるという

ことは、委員御指摘のとおりであります。

ただし、入場の際に本人確認措置を講じているかどうかということについては、特定興行入場券の要件となつてゐるわけではありません。

○畠野委員 この三つの要件なんですが、入場資格者、購入者が一人一人特定されていることを求めていると思うんですね。このような厳重な個人確認のないチケット、例えば、友人を代表して一人で仲間内の分を一枚とか五枚とか購入できるようなチケット、これは特定興行入場券には当たらぬということですか。

○三谷委員 お答えいたします。

本法案におきましては、入場資格者又は座席が指定されているということを特定興行入場券の一つの要件としております。

お尋ねいただきましたように、代表者が複数枚のチケットを購入したという場合につきましては、例えばそれが座席指定されたものであると

いうときには、購入者である代表者の本人確認措置が講じられているというものであれば、特定興行入場券に当たり得るものと考えられます。

○畠野委員 今問題と言われている高額転売、例えば自動チケット買占めプログラム、いわゆるボットを使つた買占めができるようなチケット、これは特定興行入場券の三要件に該当しないといふことになるんでしょうか。

○三谷委員 お答えいたしました。

本法案で取り締まることができるケースというのはどういうものなのか。私は非常に限定されるものになるのではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

本法案で取り締まることができるケースというのはどういうものなのか。私は非常に限定されるものになるのではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○三谷委員 お答えいたします。

先生御指摘のボットを使つた買占めができるチケットにつきましてですけれども、それが、もちろん特定興行入場券に当たるための三要件というものを満たしていないということであれば、これは適用対象外ということになりますけれども、ボットを使ったチケットだからといって、それがゆえに当然に特定興行入場券に当たるための三要件を満たしていないということではありません。

また、本法案が成立すれば、三要件を満たす形

でチケットが販売されるようになることが想定されます。もちろん、販売されるチケットがこの三要件を満たすものかどうかといふものにつきましては、厳格に判断されるということになるものと理解をしております。

その上で、本法案で取締りの対象としておりま

すのは以下の二つの行為であります。

一つは、興行主の事前の同意を得ずに反復継続の意思を持つて販売価格を超える価格で特定興行

入場券を転売すること、これを不正転売として、取締りの対象としています。そしてまた、不正転

売をするために特定興行入場券を譲り受けることにつきましても、取締りの対象としております。

○畠野委員 本法案の不正転売の定義について伺

います。

不正転売とは、業として定価を超えた価格で行う販売だとしています。例えば、一般の人人が都合が悪くなつて行けなくなつたなどの理由で数回、たつた一円でも手数料などとして上乗せして知人に譲るというケースは該当するのでしょうか。

○三谷委員 お答えいたします。

本法案で禁止される特定興行入場券の不正転売は、第二条第四項で、「興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であつて、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするもの」といふように定義をされております。

そして、ここに言う「業として」という点につきましては、反復継続の意思を持つて行うこと意味しております。偶然の事情がたまたま数回重なつて、その都度転売したというようなケースも、その販売継続の意思がなければ、業としての要件にはそもそも該当しないことなどが考えられます。

○畠野委員 説明をいただきました。わかりました。

私、この問題をずっと注目し、またいろいろと皆さんの声を伺つてまいりました。最後に申し上げたいのは、チケットの転売と

いった問題は、広く消費者の問題にかかるのだと思います。

今ほど畠野委員からも質問がありました。私自

じやないかなというふうに思つております。文部

科学省設置法を改正して、文部科学省がチケット

の適正な流通の確保を所掌事務にするということについては、私は、実効性を含めていささか疑問

があるということを指摘しておきたいと思うんで

す。

その点について、提出者の方、どのようにお考

えになりますか。

○中野委員 御指摘を頂戴いたしました。なぜ文

科省の所掌事務なのかということかというふうに

思います。

もちろん、文部科学省だけでチケットの不正転

売が防げるわけではなくて、関係行政機関として

さまざまなかつては、関係行政機関として

所掌事務なのか、答弁をいただきたいと思います。

私の方からも尋ねますけれども、なぜ文部科学省の

所掌事務なのか、答弁をいただきたいと思いま

す。

○中野委員 吉川委員にお答え申し上げます。

繰り返しになりますが、本

法案は、特定興行入場券の不正転売を禁止するこ

とにより、直接的には興行入場券の適正な流通の

確保を目的とするものでございます。しかし、そ

の興行の振興を通じまして、文化及びスポーツの

振興並びに国民の消費生活の安定化によ

ります。ここに言う文化及びスポーツの

振興並びに国民の消費生活の安定化によ

ります。ここに言う文化及びスポーツの

振興並びに国民の消費生活の安定化によ

ります。ここに言う文化及びスポーツの

振興並びに国民の消費生活の安定化によ

ります。ここに言う文化及びスポーツの

振興並びに国民の消費生活の安定化によ

ります。ここに言う文化及びスポーツの

振興並びに国民の消費生活の安定化によ

ります。ここに言う文化及びスポーツの

のは、消費者庁については、全国における相談体制の充実など、経済産業省については、特定興行入場券を取り扱う業界団体に対する助言等、法務省については、検察当局における特定興行入場券の不正転売等の捜査及び公訴提起等、警察庁については、特定興行入場券の不正販売等の取締りに関すること、内閣官房については、東京オリンピック・パラリンピックにおける対応等、内閣府については、ケーブルジャパン戦略推進の観点等、衆議院法制局、これは恐らく、担当は内閣、消費者問題を扱つ第一課だったというふうに思いますが、あるということを指摘しておきたいと思うんで

す。

○吉川(元)委員 今、直接取り締まるのは警察、

ですから内閣府ということだというお話をござい

ますが、調整を行うのは文部科学省だとても、この

不正転売防止に直接責任を負うのは一体どの機関

になります。

○中野委員 お答え申し上げます。

吉川委員の御指摘は、直接責任を負う省庁はどう

ことのかということであつたかということございま

す。

不正転売の取締りをどこが行うのかという趣旨

でござりますれば、違法行為に対する取締りは、

御指摘のとおり、警察が行うということござい

ます。

もちろん、主たる所管官庁は文部科学省とい

うことでござりますので、こうした取組全体を政府

として推進するに当たりましては、文部科学省を

中心に、関係行政機関が調整を行ひながら進めて

いくことにならうかと思います。

○吉川(元)委員 今聞くだけでもたくさん省庁の名前が出てまいりました。

本来、省庁横断的に対応するのであれば、内閣

そこで、ちょっと文科省に尋ねますけれども、当該事務、どの部局でどのような体制で執行していくことになるんでしょうか。

○中岡政府参考人 お答え申し上げます。

既に提案者の方から御説明がございましたけれども、本法案の附則第二条におきまして、文部科学省設置法の一部を改正し、興行人場券の適切な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整を文部科学省が担当しております。

本法案が成立いたしました後、文部科学省におきましては、文化の振興を所管する文化庁とスポーツの振興を所管するスポーツ庁が連携しながら法執行事務を担当いたしますが、当該事務の一元的な窓口は、文化庁の文化経済・国際課が担当することとしております。

なお、関係行政機関と緊密な連携を図りつつ当該事務を実施していくため、省内の体制を充実させ、事務の実施に万全を期したいと考えております。

○吉川(元)委員 滉みません、ちょっと最後の答弁がよくわからなかつたんですが、コクサイ課と言われたんですか。コクサイというのは、インター・ナショナルの国際。

○中岡政府参考人 お答え申し上げます。

文化経済・国際課でございまして、とともに、この十月一日に、文化庁の機能強化に向けて組織改正をいたしました。旧来、国際課というのは別途長官官房にございましたけれども、それと、今回新しく事務がふえましたことに伴いまして、文化経済・国際課という課ができるおりま

す。

○吉川(元)委員 では統いて、罰則について少しお伺いいたします。

九条に直罰規定が置かれております。量刑の根拠はどこにあるんでしようか。

○中野委員 お答え申し上げます。

量刑の根拠はどういう御質問でございました。

本法案では、特定興行人場券の不正転売及び特定興行人場券の不正転売目的での譲受けにつきま

して、一年以下の徴収若しくは百万円以下の罰金又はこれを併科に処するということにしております。これは、東京都迷惑防止条例が常習ダフ屋行為について一年以下の徴収又は百万円以下の罰金を定めていることも参考にしつつ、法定刑を定めます。

また、利得を目的とする犯罪であることから、経済的に見合わないと思わせないようにするため併科の規定を設けたということでございま

す。

○吉川(元)委員 次に、六条の相談体制についてですが、六条一項で、国・自治体に相談体制を充実することを努力義務規定として置いております。具体的に、どのような相談や苦情がどのような機関に寄せられると想定されているんでしょう

か。

○中野委員 お答え申し上げます。

渉みません、ちょっとお答え申し上げる前に、先ほどの私の答弁で、利得を目的とする犯罪であることから、経済的に見合わないと思わせないように対するためと答弁したんですが、見合はないと思われるようにするためとということです。

ので、訂正をさせていただければと思います。

相談、苦情等を行なう窓口の想定ということで御質問をいただきました。

渉みません、ちょっとお答え申し上げる前に、先ほどの私の答弁で、利得を目的とする犯罪であることから、経済的に見合わないと思わせないように対するためと答弁したんですが、見合はないと思われるようにするためとということです。

ので、訂正をさせていただければと思います。

相談、苦情等を行なう窓口の想定ということで御質問をいただきました。

渉みません、ちょっとお答え申し上げる前に、先ほどの私の答弁で、利得を目的とする犯罪であることから、経済的に見合わないと思わせないように対するためと答弁したんですが、見合はないと思われるようにするためとということです。

ので、訂正をさせていただければと思います。

相談、苦情等を行なう窓口の想定ということで御質問をいただきました。

渉みません、ちょっとお答え申し上げる前に、先ほどの私の答弁で、利得を目的とする犯罪であることから、経済的に見合わないと思わせないように対するためと答弁したんですが、見合はないと思われるようにするためとということです。

ので、訂正をさせていただければと思います。

以上でございます。

で、これで終わります。

○亀岡委員長 これにて発言は終わりました。お詫びいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○亀岡委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○亀岡委員長 この際、三谷英弘君外六名から、自由民主党・立憲民主党・市民クラブ・国民民主党・無所属クラブ・公明党・無所属の会・日本維新の会及び未来日本の七派共同提案による特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行人場券の適正な流通の確保に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。村上史好君。

○村上(史)委員 立憲民主党の村上でございました。

本法案では、国及び地方公共団体に対して、特定興行人場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る努力義務を課しているところです。

この規定に基づきまして、例えば地方公共団体においては、自治体の消費生活センター等の窓口において、特定興行人場券の不正転売に関する相談についても適切に対応できる体制をとる等の措

置を講ずることが考えられます。また、国の行政機関におきましても、相談窓口を整備するなどを

して万全を期する対応をとることが考えられます。

○吉川(元)委員 お答え申し上げます。

渉みません、ちょっとお答え申し上げます。

本法案では、特定興行人場券の不正転売及び特

定興行人場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る努力義務を課しているところです。これが第三者に転売される例が後を絶たず、興行人場券の適正な流通が阻害されていることなどが大きな問題となつていています。

このような転売行為については、各都道府県の条例等に違反するとして摘発された事例もあるところであるが、最近においては、インターネット上の転売仲介サービス等を通じた興行人場券の転売行為が横行しており、現行法令では十分に対応できない状況にある。

このような状況を踏まえ、今般、「特定興行人場券」の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行人場券の適正な流通を確保し、もつて興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与すること等を目的とする「特定興行人場券の不正転売の禁止等による興行人場券の適正な流通の確保に関する法律案」を起草する運びとなつた。

政府は、同法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 同法の目的が確實に達成されるよう、文部科学省をはじめ、消費者庁、経済産業省、法務省、警察庁、内閣官房、内閣府、総務省そ

の他の関係行政機関が緊密な連携を図ることにより、事務の円滑な実施を担保すること。

二 同法に規定される事務の実施に万全を期すため、政府全体として必要な体制を整備すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○亀岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○亀岡委員長 起立総員。よって、本件は本委員会の決議とするに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、文部科学大臣から発言を求めておりますので、これを許します。柴山文部科学大臣　ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○亀岡委員長　お諮りいたします。

本決議の議長に対する報告及び関係各方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長　御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○亀岡委員長　次に、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。本件につきましては、渡海紀三朗君外七名から、自由民主党、立憲民主党、市民クラブ、国民党・無所属クラブ、公明党、無所属の会、日本維新的の会及び未来日本の七派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。渡海紀三朗君。

○渡海委員　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案の起草者を代表して、趣旨及び内容について御説明申し上げます。

近年、我が国の科学技術イノベーション力が相対的に低下している一方で、世界的には、破壊的なイノベーションにより、これまでにない社会経済活動が創出されております。このような中、我が国が国際競争力を勝ち抜くためには、これまでの研究開発力の強化に向けた取組はもとより、イノベーションの創出の活性化に更に重点を置いた制度改革を行うことが緊急の課題であります。

本件は、科学技術イノベーション創出の活性化を通じて知識、人材及び資金の好循環を実現するこれが極めて重要であることに鑑み、产学研官連携によるイノベーションの創出の促進、研究開発法人及び大学等の経営能力の強化の推進、若年者である研究者の雇用の安定、特定公募型研究開発業務に係る基金の設置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法律の目的において、科学技術イノベーション創出の活性化を通じた知識、人材、資金の好循環の実現の重要性を明記するとともに、題名を科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に改めることとしております。

第二に、研究開発法人及び大学等は、社会からのニーズに的確かつ迅速に応えられるよう経営能力の強化に取り組むこととともに、国は、その取組を支援することとしております。

第三に、産学官連携とベンチャー創出力及び成長力の強化に向けて、組織的な産学官連携の推進に向けた研究開発法人及び大学等の体制整備、研究開発法人による出資の拡大等について定めるこ

ととしております。

第四に、新たな政策ニーズに対応して迅速に研究開発法人による出資の拡大等について定めるこ

ととしております。

第五に、人材の育成及び活躍の促進を図るた

め、若手研究者が安定し、かつ自立して研究することができる環境の整備等について定めることと

しております。

その他、地方創生への貢献、エビデンスの活用による科学技術イノベーション政策の推進等につ

いて定めることといたします。

最後に、本案の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める

以上が、本草案の趣旨及び内容であります。

何とぞ御賛同くださいますようよろしくお願ひいたします。

本件は、科学技術イノベーション創出の活性化を通じて知識、人材及び資金の好循環を実現する

ことが極めて重要であることに鑑み、产学研官連携

によるイノベーションの創出の促進、研究開発法

人及び大学等の経営能力の強化の推進、若年者である研究者の雇用の安定、特定公募型研究開発業

務に係る基金の設置等について定めるものであ

り、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法律の目的において、科学技術イノベーション創出の活性化を通じた知識、人材、資

金の好循環の実現の重要性を明記するとともに、

題名を科学技術・イノベーション創出の活性化に

関する法律に改めることとしております。

第二に、研究開発法人及び大学等は、社会から

のニーズに的確かつ迅速に応えられるよう経営能

力の強化に取り組むこととともに、国は、

その取組を支援することとしております。

第三に、産学官連携とベンチャー創出力及び成

長力の強化に向けて、組織的な産学官連携の推進に向けた研究開発法人及び大学等の体制整備、研

究開発法人による出資の拡大等について定めるこ

ととしております。

第四に、新たな政策ニーズに対応して迅速に研

究開発法人による出資の拡大等について定めるこ

ととしております。

第五に、人材の育成及び活躍の促進を図るた

め、若手研究者が安定し、かつ自立して研究する

ことができる環境の整備等について定めることと

ております。

その他、地方創生への貢献、エビデンスの活用

による科学技術イノベーション政策の推進等につ

るところといたします。

○松尾政府参考人　お答えいたします。

科学技術振興機構、JSTでございますが、J

STにおきましては、平成二十五年の強化法の改

正を受けまして、出資や人的、技術的支援を行

う、個別の改正によらず、資金配分機関である

五つの研究開発法人に基金を設けることができるよ

れていますが、提出者に伺いますが、これは取得、保有はしなくとも構わないということです。

○初鹿委員 お答えいたします。

今般の株式等の取得及び保有は、研究開発法人及び国立大学法人等によるベンチャーベンチャーカーからの求めに応じ、株式等を受け取ることができます。

したがいまして、株式等の取得及び保有を行わなければならないというものではありません。

○畠野委員

改正案の第三十条について伺います。

「研究開発等に関する民間事業者から提供される資金に応じて国が研究開発法人及び大学等における研究開発等に必要な資金を配分すること」とあります。

ここで言う国の資金に、運営費交付金は含まれるのですか。

○大野委員 研究開発法人及び大学等が、財政基盤を強化し自立的な経営を行っていくためには、国費による財政措置のみならず、産学官連携による共同研究や、寄附などによる民間資金の獲得も極めて重要であると考えてございます。

そのために、改正案第三十条では、研究開発法人及び大学等に対して民間資金の獲得を促す施策の例示として規定したものでございまして、これらで言う研究開発等に必要な資金には、運営費交付金を含めたさまざまな資金が想定されておりでございます。

○畠野委員 私は懸念があるんですね。民間資金の受入れ状況に応じて運営費交付金の配分が決められるというふうになると、今まで運営費交付金が少ないという状況があるわけですね。何かもっと頑張らないと運営費交付金を出しませんよと言つたら、これは本当に干上がってしまうんじゃないかというふうに思うんです。

民間資金が獲得できなかつたら、ますます大学や研究開発法人の財政状況も悪くなる、基礎研究

もままならない、本当に大学間格差、研究機関格差が生まれるということですよ。これは本当に大きいです。

それで、改正案の第二十七条の二項の基金について伺います。

基金の費用が充てられる特定公募型開発業務とは、具体的にどのようなものをいうのでしょうか。SIP、戦略的イノベーション創造プログラムやIMPACT、革新的研究開発推進プログラムも想定されているのです。

○初鹿委員 国の公募型研究開発の基金化は、研究開発を効果的、効率的に実施する観点から極めて有効でございます。このため、これまで、科学研究費補助金の一部やIMPACT、革新的研究開発推進プログラムなどの公募型研究開発について基金が設置されてきているものでございます。

改正案第二十七条の二の特定公募型研究開発業務には、御指摘いたしましたとおり、SIP、戦略的イノベーション創造プログラムやIMPACT、革新的研究開発推進プログラムのようなプログラムも含め、さまざまな研究分野や研究段階の公募型研究開発に係る業務が含まれると考えております。

○畠野委員 これらのイノベーションプログラムは、政府が研究開発の目標や領域を設定して、それに資する研究を行わせる、そこに研究開発法人を巻き込むことだというふうに私は思っています。

この法案には私は反対の立場を表明して、発言を終わります。ありがとうございます。

○亀岡委員長 これにて発言は終わりました。

お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀岡委員長 起立多数。よつて、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十四分散会

大だと思つてます。公的資金主体の運営から民間資金も活用した経営へと脱却し、ベンチャーベンチャーカー支援を強化することで研究成果の実用化を加速し、教育や研究を支える資金源を多様化し、寄附や株式も活用しつつ民間資金を含めた財政基盤を強化するというふうにおつしやつているんですね。

つまり、運営費交付金はふやさずに、足りない資金はか。SIP、戦略的イノベーション創造プログラムやIMPACT、革新的研究開発推進プログラムも想定されているのです。

○初鹿委員 そこで、改正案の第二十七条の二項の基金について伺います。

基金の費用が充てられる特定公募型開発業務とは、具体的にどのようなものをいうのでしょうか。SIP、戦略的イノベーション創造プログラムやIMPACT、革新的研究開発推進プログラムも想定されているのです。

○初鹿委員 国の公募型研究開発の基金化は、研究開発を効果的、効率的に実施する観点から極めて有効でございます。このため、これまで、科

学間の自由や大学の自治や研究活動の自立性、ここに踏み込んで、大学や国立研究開発法人の研究活動との成果を財界の都合のいいように活用する、そういう成長戦略のために活用する、そういう産学官連携を推進するものだと言わざるを得ません。

この法案には私は反対の立場を表明して、発言を終わります。ありがとうございます。

○亀岡委員長 これにて発言は終わりました。

お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀岡委員長 起立多数。よつて、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十四分散会

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案

特定興行入場券の不正転売等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案

として行う者をいう。以下同じ。)が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該興行入場券の券面に表示し又は当該興行入場券に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に当該興行入場券に係る情報と併せて表示させたものであること。

二 興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者(興行主等が当該興行を行う場所に入場することができる者とした者をいふ。)又は座席が指定されたものであること。

二 興行主等が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項を確認する措置を講じ、かつ、その旨を第一号に規定する方法により表示し又は表示させたものであること。

イ 入場資格者が指定された興行入場券入場資格者の氏名及び電話番号、電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第一条第三号に規定する電子メールアドレスをいふ。)その他の連絡先(ロにおいて単に「連絡先」という。)

ロ 座席が指定された興行入場券(イに掲げるものを除く。)購入者の氏名及び連絡先の法律において「特定興行入場券の不正転売元」とは、興行主の事前の同意を得ない特定興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいう。

第二章 特定興行入場券の不正転売等の禁
止

第四条 何人も、特定興行入場券の不正転売を目
的として、特定興行入場券を譲り受けてはなら
ない。

（施策の実施に当たつての配慮）
関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

り、興行入場券の適正な流通を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第四条 何人も、特定興行入場券の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けではならない。

第三章 興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

(興行主等による特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置等)

第五条 興行主等は、特定興行入場券の不正転売を防止するため、興行を行う場所に入場しようとする者が入場資格者と同一の者であることを確認するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、興行主等以外の者が興行主の同意を得て興行入場券を譲渡することができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、興行主等に対し、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置に関し必要な助言及び協力をを行うよう努めるものとする。

(相談体制の充実等)

第六条 国及び地方公共団体は、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応じるために体制の充実を図るよう努めるものとする。

2 興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、当該興行主等の販売する興行入場券について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、興行入場券の購入者その他の者からのお相談に適切に応じるよう努めなければならぬといふ。

(国民の関心及び理解の増進)

第七条 国及び地方公共団体並びに興行主等は、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置の実施及び興行入場券の適正な流通の確保を通りた興行の振興の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、興行入場券の適正な流通に

（施策の実施に当たつての配慮）
関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

り、興行入場券の適正な流通を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(施策の実施に当たつての配慮)

第八条 国及び地方公共団体は、興行の振興を図るための施策を講ずるに当たつては、興行入場券の適正な流通が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第九条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

第十二条 文部科学省設置法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第八十六号の次に次の二号を加える。

八十六の二 興行入場券(特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(平成三十年法律第二号)第一条第二項に規定する興行入場券をいう。)の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(準備行為)

第三条 前条の規定による改正後の文部科学省設置法の施行のために必要な準備行為は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることによる

理 由

り、興行入場券の適正な流通を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

規定により取得した株式又は新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)を保有することができる。

(研究開発法人による出資等の業務)

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることに必要な研究開発の成果を保有するものとが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成

果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの(以下この号において「資金供給等事業」という。)を行う者(資金供

給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に關する法律(平成十年法律第九十号)第一条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。)

三 その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあつせんその他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

前項に規定する研究開発法人は、同項第二号又は第三号の者に対する出資を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

3 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(地方創生への貢献)
第三十四条の七 国及び地方公共団体は、各地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最

大限に生かした科学技術・イノベーション創出の活性化及び研究開発の成果による新たな産業の創出を通じて個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会が実現されるよう、产学研連携の促進、地域における研究開発等の推進、新たな事業の創出その他の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の規定による支援を行うに当たっては、各地域における主体的な取組が促進されるよう配慮するものとする。

第四十七条に見出しとして「内外の動向等の調査研究等」を付し、第六章中同条の次に次の二条を加える。

(客観的な根拠となる情報の活用による科学技術・イノベーション政策の推進)

第四十七条の一 総合科学技術・イノベーション会議は、科学技術・イノベーション創出の活性化に係る政策の効果的な推進に資するよう、その所掌事務を遂行するに当たっては、調査審議等の対象となる事項の特性を踏まえ、科学技術の収集及び分析について、情報の提供その他の協力をを行うよう努めるものとする。

2 関係行政機関、研究開発法人及び大学等は、総合科学技術・イノベーション会議の行う科学技術・イノベーション創出の活性化に係る情報

第49条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国立大学法人に係る改革に関する検討)
第五十条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化において、国立大学法人(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が果たす役割の重要性に鑑み、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性を尊重しつつ、国立大学法人に係る改革に関し、科学技術・イノベーション創出の活性化の観点から、経営的視点に基づきマネージメントを行う能力の向上、産学官連携の推進並びに若年者である研究者の雇用の安定及び研究開発等に係る環境の整備を図るため、民間資金の受入れの拡大、人事及び給与の在り方の見直し並びに評価の活用等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五十一条 政府は、著作物その他の知的財産の利用及び活用を促進し、その創造と利用及び活用の好循環を実現することが科学技術・イノベーション創出の活性化にとって極めて重要なこととに鑑み、著作物その他の知的財産の利用及び活用を図るために必要な措置について検討を行ふに当たっては、権利者の利益を不当に侵害しないよう留意するものとする。

2 前項の検討を行うに当たっては、権利者の利益を不当に侵害しないよう留意するものとする。

第三十四条の六 第二項の二第三項において準用する独立行政法人通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

二 第三十四条の六第二項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

一 第二十七条の二第三項において準用する独立行政法人通則法第四十七条の二関係)

一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
二 国立研究開発法人科学技術振興機構
三 独立行政法人日本学術振興会
四 独立行政法人日本農業・食品産業技術総合研究機構

五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術研究機構

総合開発機構

別表第三(第三十四条の六関係)

別表第二の次に次の二表を加える。

一 国立研究開発法人情報通信研究機構

二 国立研究開発法人生物質・材料研究機構

三 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

四 国立研究開発法人科学技術振興機構

五 国立研究開発法人理化学研究所

六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

七 国立研究開発法人国立がん研究センター

八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

(関する検討)

第五十二条 政府は、前三条に定めるもののほか、公募型研究開発に係るそれぞれの研究開発等の特性に応じた効果的な資源の配分の在り方その他の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する方策について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

本則に次の二章を加える。

第九章 罰則

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究開発法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十七条の二第三項において準用する独立行政法人通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

二 第三十四条の六第二項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

三 第三十四条の六第二項を次の二表を加える。

別表第二(第二十七条の二関係)

一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
二 国立研究開発法人科学技術振興機構
三 独立行政法人日本学術振興会
四 独立行政法人日本農業・食品産業技術総合研究機構

五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術研究機構

総合開発機構

別表第三(第三十四条の六関係)

別表第二の次に次の二表を加える。

一 国立研究開発法人情報通信研究機構

二 国立研究開発法人生物質・材料研究機構

三 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

四 国立研究開発法人科学技術振興機構

五 国立研究開発法人理化学研究所

六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

七 国立研究開発法人国立がん研究センター

八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

タ一

九　國立研究開発法人國立精神・神經医療研究センター

十　國立研究開発法人國立国際医療研究センター

十一　國立研究開発法人國立成育医療研究センター

十二　國立研究開発法人國立長寿医療研究センター

十三　國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

十四　國立研究開発法人国際農林水産業研究センター

十五　國立研究開発法人森林研究・整備機構

十六　國立研究開発法人水産研究・教育機構

十七　國立研究開発法人産業技術総合研究所

十八　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

十九　國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

二十　國立研究開発法人土木研究所

二十一　國立研究開発法人建築研究所

二十二　國立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の一部改正)

法(平成二十六年法律第四十九号)の一部を次のようにより改正する。

目次中「・第十七条」を「一第十七条の三」に改める。

第三条中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノ

ベーション創出の活性化に関する法律」に、「第

二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十六条の一　機構は、科学技術・イノベー

ション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができ

る。

第十七条第一項中「前条」を「第十六条」に改

め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

(基金の設置等)

第十七条の二　機構は、主務大臣が通則法第三

十五条の四第一項に規定する中長期目標にお

いて第十六条各号に掲げる業務のうち科学技

術・イノベーション創出の活性化に関する法

律第二十七条の二第一項に規定する特定公募

型研究開発業務として行うものに関する事項

を定めた場合には、同項に規定する基金(以

下この条及び次条において「基金」という)を

設け、次項の規定により交付を受けた補助金

をもつてこれに充てるものとする。

2　政府は、予算の範囲内において、機構に対

し、基金に充てる資金を補助することができ

る。

3　機構は、第一項の規定により基金を設けた

場合には、当該基金に係る業務については、

特別の勘定を設けて経理しなければならな

い。

(補助金等に係る予算の執行の適正化につ

ける法律の準用)

第十七条の三　補助金等に係る予算の執行の適

正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、基金に係る業

務として機構が交付する助成金について準用

する。この場合において、同法(第二条第七

項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「国立研

究開発法人日本医療研究開発機構」と、「各省

各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人日本

取得及び保有を行うことができる。

第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改め

(独立行政法人国立科学博物館法の一部改正)

第五条　独立行政法人国立科学博物館法(平成十

一年法律第百七十二号)の一部を次のように改

正する。

目次中「・第十三条」を「一第十三条」に改め

(独立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正)

第六条　独立研究開発法人物質・材料研究機構法

(平成十一年法律第百七十三号)の一部を次によ

うに改正する。

第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改め

(独立研究開発法人物質・材料研究機構法の一

部改正)

第十六条　独立研究開発法人酒類総合研究所法の一部改正

第五条　独立行政法人酒類総合研究所法(平成十

一年法律第百六十四号)の一部を次のように改

正する。

目次中「・第十三条」を「一第十三条」に改め

(株式等の取得及び保有)

第十五条の二　機構は、科学技術・イノベー

ション創出の活性化に関する法律(平成二十

年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及

び第一項の規定による株式又は新株予約権の

第二号に改める。

(国立研究開発法人海洋研究開発機構法の一部改正)

第十三条 国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第十八条」を「一第十八条」に改め
る。

第十七条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十七条の二 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十一年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十八条第一項中「前条」を「第十七条」に改め
(株式等の取得及び保有)

第十七条の二 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十一年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十七条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十四条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十四条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十七条の二 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十一年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十八条第一項中「前条第一項第五号」を「第十七一条第一項第五号」に改める。

(独立行政法人労働者健康安全機構法の一部改正)

第十五条 独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第百七十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第十二条の二中「前条」を「第十二条」に改め、同条を第十二条の三とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十二条の二 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十一年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所法(平成十一年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改め
る。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究

所法の一部改正)

第十六条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

第三十四条の六第一項の規定による出資並

びに人的及び技術的援助のうち政令で定め

るものを行うこと。

第十五条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十五条の二 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成三十一年法律第三十四条)

の五第一項及び第二項の規定による株式又は

新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十六条中「前条第一項第一号」を「第十五

条第一項第二号」に改める。

第十六条中「前条第一項第一号」を「第十五

条第一項第二号」に改める。

(高度専門医療に関する研究等を行う国立研究

開発法人に関する法律の一部改正)

第十七条 高度専門医療に関する研究等を行う国

立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律

第五十九号)の一部を次のように改止する。

第十三条第一項中第五号を第六号とし、第四

号の次に次の二号を加える。

五 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

に改め、同条を第十三条の六第一項の規定

による出資並びに人的及び技術的援助のう

ち政令で定めるものを行うこと。

びに人的及び技術的援助のうち政令で定め

るものを行うこと。

第十四条中第五号を第六号とし、第四号の次

に次の二号を加える。

六 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

第三十四条の六第一項の規定による出資並

びに人的及び技術的援助のうち政令で定め

るものを行うこと。

第十四条第一項中第六号を第七号とし、第五

号の次に次の二号を加える。

六 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成三十一年法律第三十四条)

の五第一項及び第二項の規定による株式又は

新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十五条中第六号を第七号とし、第五号の次

に次の二号を加える。

五 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成三十一年法律第三十四条)

の五第一項及び第二項の規定による株式又は

新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十六条中第六号を第七号とし、第五号の次

に次の二号を加える。

五 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成三十一年法律第三十四条)

の五第一項及び第二項の規定による株式又は

新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十五条中第一号中「前条」を「第十四条」に

による出資並びに人的及び技術的援助のう

ち政令で定めるものを行うこと。

第十八条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十五条第一号中「前条」を「第十四条」に

による出資並びに人的及び技術的援助のう

ち政令で定めるものを行うこと。

第十八条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十五条第一号中「前条」を「第十四条」に

による出資並びに人的及び技術的援助のう

ち政令で定めるものを行うこと。

第十九条中「前条」を「第十八条」に改める。

第二十条第一項中「前条まで」の下に「(第十八条の二を除く。)」を加える。

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所機構法の一部改正)

第十八条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所法(平成十一年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改め

る。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究

所法の一部改正)

第十六条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第六号を第七号とし、第五

号の次に次の二号を加える。

六 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成二十一年法律第六十三号)

第三十四条の六第一項の規定による出資並

びに人的及び技術的援助のうち政令で定め

るものを行うこと。

第十四条第一項中第六号を第七号とし、第五

号の次に次の二号を加える。

六 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成二十一年法律第六十三号)

第三十四条の六第一項の規定による出資並

びに人的及び技術的援助のうち政令で定め

るものを行うこと。

第十五条中第六号を第七号とし、第五号の次

に次の二号を加える。

五 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成二十一年法律第六十三号)

の五第一項及び第二項の規定による株式又は

新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十六条中第六号を第七号とし、第五号の次

に次の二号を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十五条第一号中「前条」を「第十四条」に

による出資並びに人的及び技術的援助のう

ち政令で定めるものを行うこと。

第十八条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第八号の二中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「第四十三条の二」を「第三十四条の六第一項」に改め、「(金銭の出資を除く。)」を削り、「技術的援助」の下に「のうち政令で定めるもの」を加える。

第十六条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十六条の一 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

(基金の設置等)

第十六条の三 機構は、經濟産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(次項及び次条第二項において「基金」という)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができると。 第十七条に次の二項を加える。

2 機構は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第十九条第一項中「第十七条第一号」を「第七十七条第一号」に改め、同条第四項中「第七条第三号」を「第十七条第一項第三号」に改め

る。

附則第一条第九項第一号中「第十七条第一号」

を「第十七条第一項第一号」に改め、同項第一号

中「第十七条第二号」を「第十七条第一項第二号」に改める。

附則第六条第一項中「第十七条第二号」を「第十七條第一項第二号」に改める。

附則第十八条第二項中「第十七条第一号」を

「第十七条第一項第一号」に、「同条第二号」を

「同項第一号」に改める。

(国立研究開発法人土木研究所法の一部改正)

第十五条 国立研究開発法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十三条を次のように改める。

(株式等の取得及び保有)

第十三条 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条を次のように改める。

(株式等の取得及び保有)

第十三条 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条を次のように改める。

第十三条を次に加える。

第十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十三条を次のように改める。

(株式等の取得及び保有)

第十三条 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条を次に加える。

第十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

第十二条の次に次の二条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十二条の二 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十一年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十二条第一項中「第十二条」を「第十二条」に改め

第十二条第一項中「前条」を「第十二条」に改め

法律の一部を改正する法律の一部改正)
第三十一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期

五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第一項中「第一条の規定による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(以下「新研究開発能力強化法」という。)」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「新研究開発能力強化法を、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改め、同条第二項中

「新研究開発能力強化法」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改め

(健康・医療戦略推進法の一部改正)

第三十二条 健康・医療戦略推進法(平成二十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「研究開発システムの改革の

推進等による研究開発能力の強化及び研究開

等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・

イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「第一条第八項」を「第二条第九項」に改める。

(独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十三条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第十七号)の一部を次のように改

正する。

附則第十六条第一項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十八号)の一部を次のように改

正する。

附則第二条第三項中「第十七条第二号」を「第十七条第一項第二号」に改める。

(経過措置)
第三十五条 この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理由

我が国の経済社会を更に発展させるためには科学技術・イノベーション創出の活性化を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現することが極めて重要であることに鑑み、科学技術・イノベーション創出の活性化を図るため、産学官連携によるイノベーションの創出の促進、研究開発法人及び大学等の経営能力の強化の推進、若年者である研究者の雇用の安定等、特定公募型研究開発業務に係る基金の設置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年十二月十八日印刷

平成三十年十二月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局